

企画競争の実施に係る公告

次のとおり企画競争に付します。

令和元年7月26日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役 理事長 大東 和美

1 概要

- (1) 件名
国立競技場飲食売店の営業委託
- (2) 場所
独立行政法人日本スポーツ振興センター
国立競技場内
東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号
- (3) 売店区画
区画A(7店舗)、区画B(8店舗)、区画C(11店舗)、区画D(9店舗)の4区画
- (4) 内容
国立競技場の飲食売店の営業を行う。
- (5) 期間
令和元年12月1日から令和2年6月30日までとする。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程(平成15年度規程第49号)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第2条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和1・2・3年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」の資格を有している者であること。
- (3) グループでの参加について
 - ① 単独で本業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できるグループで参加することができる。その場合、各種書類提出時までにグループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、同一の参加単位において、代表企業及びグループ企業が、他のグループに参加、若しくは単独で競争に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、グループ結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成すること。
 - ② 代表企業及びグループ企業の全てが本業務の競争参加資格の要件を満たすこと。ただし、法定資格については、当該資格を要する業務を実施する者が満たしているものとし、その他の要件については全てのグループの企業が満たしているものとする。
 - ③ 代表企業及びグループ企業は、原則として本業務を完了する日まではグループから脱退す

ることはできない。

- ④ 参加企業のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散等により脱退する場合には、発注者の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。
- (4) 平成28年度以降で、食品衛生法に基づく営業停止命令や行政からの指導を受けていないこと。
- (5) 平成21年度から平成30年度の間、スポーツイベントや興行的イベントが開催される観客席数20,000人以上の単一の観覧場において、常設の飲食店・食料販売店の運営実績が連続して2年以上あること。ただし、グループでの参加の場合は代表企業のみ必要な資格とする。

3 手続等

- (1) 担当部署
独立行政法人日本スポーツ振興センター
財務部調達管財課
〒107-0061 東京都港区北青山二丁目8番35号
電話 03-5410-9140
受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- (2) 説明書等の交付期間及び場所
令和元年8月29日まで
3(1)の場所にて交付する。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和元年8月29日17時00分まで。3(1)に同じ。
持参、郵送又は託送(必着とする。)すること。

4 企画提案書の審査に関する事項

- (1) 提出された企画提案書については、外部有識者を含む独立行政法人日本スポーツ振興センター技術審査委員会において審査を行う。
- (2) 審査項目、審査基準及び得点配分は説明書のとおりとし、得られた得点により優先交渉権者と次点以下(次順位交渉権者)を決定する。
- (3) 審査により決定した優先交渉権者から交渉を行い、交渉が成立した者を受託者と決定する。優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次順位交渉権者との交渉に移行する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 営業保証金 納付

受託者は、営業保証金を納付すること。

(3) 企画提案の無効

本公告に示した参加資格のない者による技術提案及び本説明書記載の条件に違反した技術提案は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 説明会の実施の有無等

① 説明会

実施しない。

② 説明書等に対する質問書の提出期限

令和元年8月9日12時00分

③ ②の質問に対する回答期間

令和元年8月19日から

令和元年8月29日まで

(6) 必要に応じてヒアリングを行う。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

(8) 詳細は「説明書」による。